

カードローンカード規定

1. カードの発行

- (1) カードローンカード（以下「ローンカード」という）は、カードローン契約（以下「ローン契約」という）に基づいて君津信用組合（以下「金融機関」という）が発行するものとします。
- (2) ローンカードの発行・再発行にあたっては、金融機関の定める発行手数料をいただきます。

2. カードの利用

「ローンカード」は、金融機関及び、金融機関の提携先の現金自動支払機（CD）及び現金自動預入支払機（ATM）（以下両者を総称して「自動機」という）を利用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻し」という）に利用することができます。

3. 自動機による払戻し

- (1) 自動機を利用して払戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による払戻金額は金融機関（提携先自動機の場合はその提携先）が定めた範囲内とします。尚、払戻金額と次項4（1）の自動機利用手数料金額の合計額が利用限度額を超えるときは、払戻しはできません。

4. 自動機利用手数料

- (1) 自動機にローンカードを挿入し、自動機を利用して払戻すとき、もしくは自動機を利用し入金したときは、金融機関（提携先自動機の場合はその提携先）が定めた自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という）を自動的に貸越します。
- (2) 提携先の自動機利用手数料は自動機利用日付をもって提携先に支払います。

5. 自動機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、金融機関が定めた金額を限度として金融機関本支店の窓口でローンカードにより払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いは致しません。
- (2) 前項による払戻しを受ける場合には、金融機関所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証番号を記入の上、ローンカードとともに提出してください。

6. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) ローンカードを紛失したとき又は氏名その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに金融機関所定の方法により貸越口座開設店に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、金融機関は責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は金融機関所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。

7. 暗証番号等

- (1) 金融機関が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払戻した場合には、金融機関は、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害については責任を負いません。
- (2) 金融機関が窓口においてローンカードを確認し、払い戻し請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認の上、払戻した場合にも前項と同様とします。

8. 解約等

- (1) カードローンを解約する場合にはローンカードを口座開設店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正利用など等金融機関がローンカードの不正を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、金融機関からの請求があり次第直ちにローンカードを金融機関に返却して下さい。

9. 譲渡、質入れの禁止

ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。